

**【科学技術系専門職の男女共同参画実態調査
データベースに関するガイドライン】**

男女共同参画学協会連絡会

男女共同参画学協会連絡会（以下、連絡会という）では、過去に実施した「第三回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査（解析報告書：平成25年8月）」「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査（解析報告書：平成20年7月）」「21世紀の多様化する科学技術研究者の理想像 -男女共同参画推進のために-（解析報告書：平成16年3月）」の3回（以下、第三回以前のアンケートと総称する）及び、今後連絡会が実施する、第四回以後の「科学技術系専門職の男女共同参画実態調査（仮称）」（以下、第四回以後のアンケートと総称する）の回答個票から作成したデータベース（以下の〔Ⅱ〕第3項に定める）に対し、以下のガイドラインを下記のとおり定めるものとする。

記

〔Ⅰ〕 第三回以前のアンケートに関するガイドライン

1.

第三回以前のアンケートの利用および借用と管理に関しては、〔Ⅰ〕第2項の場合を除き、原則としてそれぞれのアンケートのガイドラインに従うものとする。

2.

第三回以前のアンケートに関し、連絡会自体がアンケート再解析のためのデータベース借用を行うことは、可能であるとする。ただし〔Ⅰ〕第3項に定める手続きをとるものとする。この場合のデータベースとは本ガイドライン〔Ⅱ〕第3項に定めるものとする。

3.

〔Ⅰ〕第2項の場合の借用と管理に関しては、データベース借用申請責任者を連絡会委員長もしくは委員長の定めた正式加盟学協会員としたうえで、本ガイドライン〔Ⅱ〕に従い申請し、連絡会運営委員会において承認を受けるものとする。

〔Ⅱ〕 第四回以後のアンケートに関するガイドライン

（第四回以後のアンケートにおける回答者の事前承認設問）

1.

第四回以後のアンケートの設問において、回答者に対し、「加工済データベース（別途、定義を記載）に限り、連絡会以外に利用許可する可能性があることについて同意するか」という内容を問う。データベースの定義も合わせて記載する。

(加工済データベースの回答個票の範囲)

2.

回答者が[Ⅱ]第1項の設問において、同意すると回答した場合のみ、その回答個票を加工済データベースに加工できるものとする。ただし同意の確認のために他の方法が望ましい場合は、連絡会運営委員会にて審議の上、決定する。

(データベースの定義)

3. データベースとは、連絡会実施のアンケート回答個票から自由記述欄の回答を全て除外し、各回ごとにまとめたものを指す。

(加工済データベースの定義)

4. 加工済データベースとは、データベースにおいて、特定の個人、法人、その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む）を難しくする目的のもとに、[Ⅱ]第5項の加工を施したものを指す。

5. データベースを加工済データベースに加工する方法は、データベースにおいて、その回答個票から、個人、法人、所属学協会名及びその他の団体名称を削除することとする（註1）。ただしデータベースの借用目的に応じ、他の加工の方法がより望ましい場合は、連絡会運営委員会にて審議の上、決定する。

(データベース借用申請の許可要件)

6. 本ガイドラインによりデータベースの借用を許可する要件は、借用申請者が連絡会の加盟学協会員であること、男女共同参画推進活動に資すると判断されること、データベースを適正に管理するために必要な措置が講じられていることの三点とする。連絡会の加盟学協会員以外からのデータベースの借用申請は認めないものとする。

(加工済データベース借用申請の許可要件)

7. 本ガイドラインにより加工済データベースの借用が許可される要件は、責任の所在が明確な公的機関等の団体の申請であると判断されること、男女共同参画推進活動に資すると判断されること、借用を申請する対象の加工済データベースを適正に管理するために必要な措置が講じられていることの三点とする。借用申請者が連絡会の加盟学協会員であるか否かは問わないものとする。

(データベースの借用申請に対する承認手続き)

8. 連絡会運営委員会は、以下に定める「データベース借用申請書」にデータベース借用申請責任者が記載した事項について、[Ⅱ]第6項に基づき審議の上、借用を承認する。

(加工済データベースの借用申請に対する承認手続き)

9. 連絡会運営委員会は、以下に定める「加工済データベース借用申請書」に加工済データベース借用申請責任者が記載した事項について、[Ⅱ] 第7項に基づき審議の上、借用を承認する。

(個人情報推定の禁止)

10.

(ア) 連絡会は、データベース借用申請責任者に対し、データベースの分析において、回答者のうちの個人又は法人その他の団体の識別等の特定、個体識別が可能となり得るような他の情報との照合等の行為の一切を禁じるものとする。

(イ) 連絡会は、加工済データベース借用申請責任者に対し、加工済データベースの分析において、回答者のうちの個人又は法人その他の団体の識別等の特定、個体識別が可能となり得るような他の情報との照合等の行為の一切を禁じるものとする。

(データベースの借用申請の方法等)

11.

(ア) データベース借用申請責任者はデータベース管理責任者を指名し、[Ⅱ] 第11項

(イ) に従ったデータベース借用申請書を、連絡会事務局に届け出る。

(イ) データベース借用申請書には、次に掲げる事項を全て記載するものとする。

①データベース借用申請責任者及びデータベース管理責任者の氏名・所属・連絡先

②データベースに接する者全員の氏名・所属・連絡先

③データベース借用申請責任者が分析・解析を行うにあたって必要な作業を、データベース借用申請書に記載した受託業者等に行わせる場合には、受託業者等の責任者及び、データベースに接する者全員の氏名・所属・連絡先

④借用を希望する、データベースの範囲

⑤借用目的の詳細

⑥成果公表予定の詳細

⑦著作権に関する取扱い

⑧借用期間（返却または消去予定の日時を含む）

(ウ) データベース借用申請責任者とデータベース管理責任者及びデータベースに接する者全員は、本ガイドライン及び男女共同参画学協会連絡会個人情報保護方針（註2参照）を遵守することを誓約する。

(エ) データベース借用申請責任者とデータベース管理責任者及びデータベースに接する者の氏名・所属・連絡先等に変更が生じたときは、その旨を連絡会事務局に直ちに報告する。

(オ) [Ⅱ] 1 1 項 (イ) ③の場合については、受託業者等に関する管理責任もデータベース管理責任者が負う。

(加工済データベースの借用申請の方法等)

1 2.

(ア) 加工済データベース借用申請責任者は加工済データベース管理責任者を指名し、[Ⅱ] 第 1 1 項 (イ) に従った加工済データベース借用申請書を、連絡会事務局に届け出る。

(イ) 加工済データベース借用申請書には、次に掲げる事項を全て記載するものとする。

①加工済データベース借用申請責任者及び加工済データベース管理責任者の氏名・所属・連絡先

②加工済データベースに接する者全員の氏名・所属・連絡先

③加工済データベース借用申請責任者が分析・解析を行うにあたって必要な作業を、加工済データベース借用申請書に記載した受託業者等に行わせる場合には、受託業者等の責任者及び、加工済データベースに接する者全員の氏名・所属・連絡先

④借用を希望する、加工済データベースの範囲

⑤借用目的の詳細

⑥成果公表予定の詳細

⑦著作権に関する取扱い

⑧借用期間（返却または消去予定の日時を含む）

(ウ) 加工済データベース借用申請責任者と加工済データベース管理責任者及び加工済データベースに接する者全員は、本ガイドライン及び男女共同参画学協会連絡会個人情報保護方針（註 2 参照）を遵守することを誓約する。

(エ) 加工済データベース借用申請責任者と加工済データベース管理責任者及び加工済データベースに接する者の氏名・所属・連絡先等に変更が生じたときは、その旨を連絡会事務局に直ちに報告する。

(オ) [Ⅱ] 1 2 項 (イ) ③の場合については、受託業者等に関する管理責任も加工済データベース管理責任者が負う。

(データベースの取扱いに関する管理義務)

1 3.

(ア) データベース管理責任者は、データベースの取扱い状況に関し記録を取るものとする。

(イ) データベース借用申請責任者とデータベース管理責任者は、データベースの授受、保管、電子機器の管理にあたって、第三者への遺漏のないように行う。

(ウ) データベースの返却時においては、中間生成物も同時に返却または消去しなければならないものとする。

(エ) データベースは、連絡会のアンケート回答個票の管理担当者より、データベース借用申請責任者に提供される。

(加工済データベースの取扱いに関する管理義務)

14.

(ア) 加工済データベース管理責任者は、加工済データベースの取扱い状況に関し記録を取るものとする。

(イ) 加工済データベース借用申請責任者と加工済データベース管理責任者は、加工済データベースの授受、保管、電子機器の管理にあたって、第三者への遺漏のないように行う。

(ウ) 加工済データベースの返却時においては、中間生成物も同時に返却または消去しなければならないものとする。

(エ) 加工済データベースは、連絡会のアンケート回答個票の管理担当者より、加工済データベース借用申請責任者に提供される。

(成果の報告の手続き)

15.

(ア) データベース借用申請責任者は借用終了後に原則として成果の公表を行うものとする。その際にデータベース借用申請責任者は、公表前に連絡会に報告し承認を受ける。

(イ) 加工済データベース借用申請責任者は借用終了後に原則として成果の公表を行うものとする。その際に加工済データベース借用申請責任者は、公表前に連絡会に報告し承認を受ける。

(成果物の著作権の帰属)

16. データベースもしくは加工済データベースの分析・解析の成果物に関し、新たに生じた著作権は、その分析・解析を実施した者とするが、連絡会に対する謝辞及び関連する文献等を必ず成果物に明記するものとする。ただし、既に公開された成果物「第三回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査（解析報告書：平成25年8月）」「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査（解析報告書：平成20年7月）」「21世紀の多様化する科学技術研究者の理想像 -男女共同参画推進のために-（解析報告書：平成16年3月）」については、それぞれに記載された著作権に従う。

(データベースもしくは加工済データベースの譲渡及び貸与の禁止)

17.

(ア) データベース借用申請責任者は、データベース管理責任者及びデータベースに接する者全員に対し、データベースを第三者へ譲渡及び貸与その他の方法により利用することの一切を禁じることを誓約する。

(イ) 加工済データベース借用申請責任者は、加工済データベース管理責任者及び加工済データベースに接する者全員に対し、加工済データベースを第三者へ譲渡及び貸与その他の方法により利用することの一切を禁じることを誓約する。

(違反状態の解消のための必要な措置)

18. 本ガイドラインに定める条件に対し、データベース借用申請責任者、データベース管理責任者及びデータベースに接する者、加工済データベース借用申請責任者、加工済データベース管理責任者及び加工済データベースに接する者の違反が発見、認識された場合に、連絡会は解消のため必要な措置を講ずる。指摘を受けた者は、すみやかに連絡会の措置に従わなければならない。

(検査等)

19. データベース借用申請責任者、データベース管理責任者及びデータベースに接する者、加工済データベース借用申請責任者、加工済データベース管理責任者及び加工済データベースに接する者は、データベースもしくは加工済データベースの借用状況及び管理状況についての検査及びその報告が求められる場合は、これを拒まないものとする。

20. データベースもしくは加工済データベースの借用と管理にあたっては、その都度の最新の著作権法及び個人情報保護法等の法律に従い、適正に取扱うものとする。

(本ガイドラインの改訂)

21. 本ガイドラインの改訂に関しては、連絡会運営委員会にて審議の上、決定する。

22. 本ガイドラインは平成26年11月1日から施行する。

(註)

1. 過去のアンケート「第三回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査(解析報告書：平成25年8月)」

http://www.djrenrakukai.org/doc_pdf/2013/3rd_enq/3rd_enq_report130918.pdf

においては、その107ページ質問第5項目「所属する学会をお答え下さい」に対する回答を指すものとする。また、「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査(解析報告書：平成20年7月)」

http://www.djrenrakukai.org/2007enquete/h19enquete_report_v2.pdf

においては、その99ページ質問第6項目に対する回答を指すものとする。さらに「21世紀の多様化する科学技術研究者の理想像一男女共同参画推進のために-(解析報告書：平成16年3月)」 <http://www.djrenrakukai.org/2003enquete/PDF/2004ReportWeb.pdf>

においては、その51ページ質問第7項目に対する回答を指すものとする。

2. 男女共同参画学協会連絡会個人情報保護方針：

http://www.djrenrakukai.org/doc_pdf/privacy_policy/privacy_policy_EPMEWSE_08092

6.pdf